

# 弁理士業界の将来と AI の利用

—誌上討論への参加 (AI 技術の将来の観点も加味して) —

会員・弁護士 岡本 義則

## 要 約

本誌 2025 年 5 月号「特集《第 30 回知的財産権誌上研究発表会》」において、「弁理士業界の将来と AI の利用」についての論文が発表されている<sup>(1)</sup>。

上記論文は、今後の弁理士業界のみならず、人工知能 (AI) の時代における日本の研究開発や知的財産の創造についても、極めて重要な問題提起をし、示唆に富む分析を提示していると考えられる。このような重要な問題については、弁理士業界だけではなく、社会において幅広く議論していくことが望ましいと思われる。

上記論文は、「・弁理士業を魅力的にするために専権業務を金銭的に魅力的にするためにには、どのような方策が考えられるでしょうか?」「・弁理士業務において、どのように生成 AI を効果的に活用できるとお考えでしょうか?」という 2 つの問い合わせを発している。

本稿は、上記の問題について、弁理士業界の視点だけではなく、今後の人工知能 (AI) の時代の日本の知的財産政策の視点、AI を用いた科学技術研究の将来の視点等から意見を述べる。

## 目次

### 1. はじめに

### 2. 弁理士業を魅力的にするための方策

- 2. 1 人工知能 (AI) の時代の急速な進展
- 2. 2 人工知能 (AI) の時代の知的財産政策
- 2. 3 弁理士業を魅力的にするための AI 知的財産立国
- 2. 4 縮小していく日本市場と独占権の価値
- 2. 5 小括

### 3. 弁理士業務における生成 AI の活用

- 3. 1 生成 AI の技術の進歩
- 3. 2 生成 AI の活用の障害
- 3. 3 生成 AI の活用と法整備の必要性
- 3. 4 小括

### 4. おわりに

## 1. はじめに

パテント誌 2025 年 5 月号「特集《第 30 回知的財産権誌上研究発表会》」において、「弁理士業界の将来と AI の利用」についての論文が発表されている（以下「討論論文」という。）<sup>(1)</sup>。

討論論文は、「・弁理士業を魅力的にするために専権業務を金銭的に魅力的にするためにには、どのような方策が考えられるでしょうか?」「・弁理士業務において、どのように生成 AI を効果的に活用できるとお考えでしょうか?」という 2 つの問い合わせを発している<sup>(2)</sup>。

討論論文は、極めて重要な問題提起をし、示唆に富む分析を提示している優れた論文と考えられる。このような重要な問題については、社会において幅広く議論していくことが望ましいと思われる。

本稿は、討論論文の問題提起と分析に賛同した上で、上記の 2 つの問い合わせについて、弁理士業界の視点だけではなく、今後の人工知能 (AI) の時代の日本の知的財産政策の視点、AI を用いた科学技術研究の将来の視点等から、

多面的な検討を目指している。

## 2. 弁理士業を魅力的にするための方策

まず、討論論文の「・弁理士業を魅力的にするために専権業務を金銭的に魅力的にするためには、どのような方策が考えられるでしょうか？」との問い合わせについて、特許の明細書作成、中間処理等の専権業務を例にして検討する。

### 2. 1 人工知能（AI）の時代の急速な進展

人工知能（AI）の時代の急速な進展が検討の前提となる。AIの発展の速度は極めて速く、毎日新しい技術が発表されている。本稿の起案から出版までの間に状況が一変してしまう可能性もある。

AIの研究者の間では、AIの性能が人間に近づいた場合、AIを用いてAIを改良できるため、自己改良により急速な進歩が起こることが議論されている。

実際に、AIのプログラミング能力は、既に平均的な人間を超えており、AIの開発にもAIが用いられている。自己改良のループは始まっているといえる。

そのため、近い将来にAIの能力が急速に向上し、多くの弁理士の専権業務について、技術的にはAIが支援できるようになる可能性がある。

そのような状況で、弁理士が専権業務を保持する理由は、AIが発展しても、弁理士が責任をもって業務を行う必要があることにある。しかし、実際の作業がAIによって相当部分を支援されるようになれば、大企業などにおいて、社内弁理士がAIの支援を得て明細書や中間処理の書類を作成し、外部の特許事務所等に依頼する量が大幅に減少することも考えられる。

このように、AIの能力が向上し、人間の仕事を置き換えていく流れは、弁理士業界に限らず、社会全体において起こりうる。人間の労働の多くがAIにより代替される社会では、AIの学習用データの蓄積の観点のほか、社会保障の観点からも、無条件で支給される基本的な収入であるベーシックインカムや、AIの学習用データによる収入であるデータインカム<sup>(3)～(5)</sup>などの制度の導入が必要となるであろう。

また、資格職の場合、資格者の人数が過剰になっても、毎年資格者が継続的に増え続けるため、AIの時代に合わせて資格の合格人数を調整するなど、対応が必要となると思われる。

### 2. 2 人工知能（AI）の時代の知的財産政策

人工知能（AI）の時代における弁理士の役割を考える上で、人工知能（AI）の時代の知的財産政策をどのように考えていくかが問題となる。

人工知能（AI）の時代には、AIの知能が人間のレベルを超えることが予想される。そうすると、人間がAIの支援を受けることで、科学技術研究等が加速され、多数のノーベル賞級の発明等がなされる可能性がある。AIの能力が向上すると、AIの支援により、発明、デザイン等を量産することも可能となる。

このように、人工知能（AI）の時代には、発明等は、AIの支援を得て無数に作り出されるようになりうる。

AIは、インセンティブを与えなくても、不眠不休で研究開発の支援を行うことができる。このような人工知能（AI）の時代には、特許制度を「インセンティブ」の観点から捉えるならば、特許制度自体の存在意義について疑問が生じうる。

発明の中には秘匿されるものもあるが、発明等が無数に作り出されると、公開される発明だけでも相当の数になりうる。公開の代償論の観点からも、特許制度の必要性についての疑問が生じうる。

それでは、特許制度は、本当に不要になるのであろうか？

実際には、人工知能（AI）の時代において、特許制度の役割は、従来とは異なる形で増大すると思われる。

特許制度の目的については、インセンティブ論や公開の代償論などの従来の単純な図式ではなく、人工知能（AI）の時代に特許制度が果たす役割を総合的に捉える必要がある。

人工知能（AI）の時代においては、特許制度の目的は、インセンティブ論、公開の代償論、競業秩序論以外に、

金融機能、技術の可視化機能、新産業育成機能（産業構造転換機能）、創造的な環境の整備機能、生産性向上機能（創造人材機能）、人工知能（AI）を用いた技術開発への支援機能など、多面的な機能の発揮も特許制度の目的として総合的に捉える必要がある<sup>(6)(7)</sup>。

このように、人工知能（AI）の時代には、特許制度の目的は、インセンティブ理論や公開の代償論などの単純な図式ではなく、複合的な目的のポートフォリオ（「特許目的ポートフォリオ」）として捉えることが必要となると思われる。

特に、人工知能（AI）の時代には、人工知能（AI）を用いた技術開発への支援機能を、特許制度の目的の中心に据えることにより、人工知能（AI）を用いた技術開発への支援を行うことが、特許制度の大きな目的となると考える。

このように、人工知能（AI）の時代には、AI技術の進歩に応じて特許制度等の新しい役割が増大するという大きな視点から、弁理士の役割と専権業務の問題を検討することが可能と思われる。

## 2. 3 弁理士業を魅力的にするための AI 知的財産立国

討論論文は、「・弁理士業を魅力的にするために専権業務を金銭的に魅力的にするためには、どのような方策が考えられるでしょうか？」との問い合わせを発している。

専権業務に人手で大きな手間がかかる場合、手間やかかった時間が専権業務の報酬となりうる。

しかし、人工知能（AI）の時代には、AIの支援により、弁理士の専権業務における手間が軽減され、専権業務においては、AIができない価値の提供がより重要になる側面があると思われる。たとえば、AIができない点について、人間が高付加価値な判断等をすることが重要となりうる。

現在は人間の役割が重要であるが、AIの能力も年々向上していき、将来的には、人間の役割が相対的に縮小していく可能性がある。

もっとも、AIの支援を受けて画期的な発明等が大量に生まれることにより、専権業務による知的財産の創出への貢献は多くなる可能性がある。

方策としては、人工知能（AI）の時代にふさわしいように、AIを用いた科学技術研究と知的財産の創出を、国を挙げて推進することが考えられる。

これは、AIの時代の新しい知的財産立国であり、本稿において、「AI 知的財産立国」と名付ける。

## 2. 4 縮小していく日本市場と独占権の価値

討論論文は、「1.1 縮小していく日本」で、日本の人口減少等について述べている<sup>(8)</sup>。

特許等の独占権の価値は、独占が可能な市場の規模に依存する。よって、日本の市場規模の縮小は、日本の特許権等の価値に直結する。

たとえば、日本のGDP（名目）は、バブル期には一時アメリカのGDPの約70%にも及んだ。しかし、2000年台には約30%となり、2024年には15%以下となっている。

バブル期には、世界における日本の特許の価値は、米国特許のように、極めて高かった。

しかし、アメリカはプロパテント政策に転じ、ベンチャー企業が資金を調達し、新産業が経済を活性化させた。特許制度の目的として、新産業育成機能（産業構造転換機能）、知的資産による経営を促進し、新産業への投資を促すための金融機能、技術の可視化機能など、多様な視点が必要な理由である。

日本は、知的財産立国を国家戦略として掲げたが、知的財産立国を十分に成功させることができず、世界に占める日本のGDPの比率は低下の一途をたどった。日本の産業競争力は低下し、国民は日本の衰退による苦しみの状態に置かれているのである。

日本の特許の価値と、米国などGDPの大きな国の特許や、EUなどの広域の特許の価値は、大きく乖離してしまうことになった。

そうすると、日本特許の価値が低いため、日本の創造的な人材が発明等を生み出すことによる市場価値も低下し

てしまう。これは、創造的な人材の育成にもマイナスとなる。特許制度の目的として、創造的な環境の整備機能、生産性向上機能（創造人材機能）が必要な理由である。

このように、国により特許等の価値が異なるのは、小国に不利であり、日本より市場規模の小さな国や地域は、さらに苦しみが大きいと思われる。

東アジアの状況を見ると、中国は5倍賠償、韓国は5倍賠償、台湾は3倍賠償の制度を導入している<sup>(9)(10)(11)</sup>。日本でも、実損を超える賠償として、懲罰的賠償制度及び侵害者利益吐き出し型賠償制度の導入が、令和3年に審議会で検討されたが、将来の検討事項とされた<sup>(12)</sup>。

特許等の価値に大差が生ずると、出願費用等もそれに伴うことになりうる。たとえば、日本企業は、米国特許の出願には大きな費用を支払う一方で、日本特許については出願費用をできる限り安くするようになりうる。

それでは、討論論文の「・弁理士業を魅力的にするために専権業務を金銭的に魅力的にするためにには、どのような方策が考えられるでしょうか？」との問い合わせについての方策はあるのだろうか。

一つの方策としては、日本の特許等の価値を高めることができると考えられる。たしかに、人口の減少は市場規模を減少させる。しかし、「AI 知的財産立国」により日本の GDP が増加すれば、市場規模が増加する。たとえば、人工知能（AI）の時代に不可欠となる AI 学習用データの整備をする公共事業により、内需を拡大することができると考えられる（データ道路構想）<sup>(13)</sup>。データ道路構想は、データの整備を、道路の整備に喩えたものである。すなわち、国、地方公共団体、非営利団体、営利企業等は、データインカムの制度により AI 学習用データを収集する（国道、県道、市道、私道などの道路を作ることに相当する）。そして、データを付番して、利用者が一元的にアクセスできるようになる（全国の各種の道路を接続して利用者がどこにでも行けるようにすることに相当する）。

別の方策としては、特許審査ハイウェイ（PPH）などの取り組みを拡大して日本で権利化した場合に他国で有利になる制度を進めることができると考えられる。

日本の市場は縮小しているが、ヨーロッパの各国を見れば、日本より市場規模が小さい国が多い。しかし、ヨーロッパには、巨大な EU 市場があり、欧州特許の恩恵を受けることができる。ヨーロッパ、ユーラシア、アフリカなどの地域の広域特許のように、環太平洋、アジアなどの地域で、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の締約国による広域特許（TPP 特許）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（Regional Comprehensive Economic Partnership（RCEP）Agreement）の締約国による広域特許（RCEP 特許）などの広域特許の実現を目指すことができると考えられる。

さらには、たとえば、気候変動などの環境技術において、世界共通特許である環境世界特許（Environmental World Patent）を実現することで、環境の分野から世界特許を目指すことを筆者は提案している<sup>(14)(15)</sup>。世界特許の実現は、市場規模の差による国との間の不平等をなくし、平等な世界を作る点でも望ましいと思われる。

## 2. 5 小括

討論論文の「・弁理士業を魅力的にするために専権業務を金銭的に魅力的にするためにには、どのような方策が考えられるでしょうか？」との問い合わせについては、今後の AI 技術が急速に発展することから、従来の考え方を維持した場合、専権業務の重要性は低下すると思われる。人工知能（AI）の時代に、弁理士の専権業務が本当に必要かという社会の疑問が大きくなっていくであろう。

しかし、人工知能（AI）の時代には、AI の支援による科学技術研究が大きく発展し、医療や老化の防止、環境問題の解決など極めて大きな成果が得られる可能性がある。

人工知能（AI）の時代に適したように、知的財産制度を変えていくことにより、人工知能（AI）の時代における飛躍的な科学技術の発展に、弁理士の専権業務が大きく貢献できるようになり、弁理士業が魅力的になると考えられる。

## 3. 弁理士業務における生成 AI の活用

討論論文は、「・弁理士業務において、どのように生成 AI を効果的に活用できるとお考えでしょうか？」との

問い合わせかけている。

以下、特許の明細書作成、中間処理等の専権業務を例にして検討する。

### 3. 1 生成 AI の技術の進歩

生成 AI の技術の進歩は極めて急速であり、技術的には、AI が弁理士の様々な専権業務において人間を支援できるようになっていくと予想される。

明細書作成、中間処理等においても、誤字・脱字のチェックといった形式的なものから、起案した内容の改善、さらには書類作成の実質を AI が担える段階まで、急速に技術は進歩していくと考えられる。

### 3. 2 生成 AI の活用の障害

しかし、技術が進歩しても、法律の壁がボトルネックとなり、生成 AI の利用があまり進まない可能性がある。

まず、現在の生成 AI は、外部のサーバー上で動いているものが多い。その場合、特許明細書などの秘密情報を生成 AI に入力すると、外部のサーバーに送られ、情報漏えいのリスクがある。この点については、ローカル環境で動作する、ローカル LLM などの性能の向上が必要となると思われる。

また、特許明細書には個人情報が含まれる場合があり、外部のサーバーに個人情報を送信すると、個人情報保護法上の問題も生じうる。

さらに、生成 AI と著作権の問題の裁判実務が定まっていないという問題点がある。

文化庁において、「AI と著作権に関する考え方について」が示されている<sup>(16)</sup>。しかし、同文書の表紙に「本考え方は、その公表時点における、本小委員会としての一定の考え方を示すものであり、本考え方自体が法的な拘束力を有するものではなく、また現時点で存在する特定の生成 AI やこれに関する技術について、確定的な法的評価を行うものではないことに留意する必要がある。」と記載されているように、法的拘束力のあるものではなく、裁判実務は定まっていない。

また、生成 AI が生成した文書に著作権が認められるかという問題も、人間の関与との関係で、その要件について未解決な問題である。

AI の性能が向上し、人間ができる様々なタスクを実行可能な汎用人工知能の実現に近づいても、法律等の社会的ボトルネックにより AI の活用が妨げられる。この問題は、「汎用人工知能の社会的ボトルネック仮説」という概念として、筆者が提案してきた問題である<sup>(4)</sup>。

技術の進歩の速度ではなく、社会が変わる速度がボトルネックになるため、社会制度についてもイノベーションが必要となる。

### 3. 3 生成 AI の活用と法整備の必要性

そこで、「・弁理士業務において、どのように生成 AI を効果的に活用できるとお考えでしょうか？」という問題に対しては、弁理士業務において、法律的な問題を引き起こさない生成 AI の活用法が重要となる。

この点については、たとえば、日本弁理士会から「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」（令和 7 年 4 月）が発行されている<sup>(17)</sup>。

まず、現在の生成 AI は、ハルシネーション等の問題があり、必ずしも正しい出力をするとは限らず、弁理士の精査が必要である。しかし、今後生成 AI の能力が平均的な弁理士のレベルを超えて、依頼者に説明・助言等をする際に、弁理士は生成 AI の出力を精査して理解する必要があり、弁理士の専権業務の必要性はなくならないことになる。さらに、生成 AI の能力が飛躍的に向上すると、プロの棋力を超える囲碁 AI のように、AI の出力を人間が理解するのが難しくなる可能性も考慮する必要がある<sup>(18)</sup>。これは将来の課題として検討が必要な問題と思われる。

また、生成 AI の利用には、利用規約だけではなく、各種の法律上の制約がある。

たとえば、著作権、秘密保持、個人情報等の問題を考えると、ローカルで動作する生成 AI の出力は、あくまで

参考に留め、特許明細書、中間処理等の書類は人間が全部作成するという扱いが一例として考えられる。

仮に AI が特許明細書を自動作成して、人間が簡単な最終チェックをするだけでよいということが技術的に可能となつても、弁理士の専権業務において、そのような利用態様が法律的に安全であると保証されるには、将来の法整備が必要となると思われる。

生成 AI の出力を安心して使うためには、生成 AI の出力が各種の法律上の問題のないものであることが保証されることが有用である。筆者は、これをコンプライアンスアーキテクチャー（人工知能自体に、人工知能の出力や行動の前に、適法性を判断し、法律を守るコンプライアンス部分（コンプライアンス AI ないしコンプライアンスマシンと呼ぶ）を設けるアーキテクチャー）、スーパークリーンアーキテクチャー（人工知能の入力や内部データを、各種の法律を守る観点からのチェックがなされた、極めてクリーンなものとすることにより、法律を守るようにするアーキテクチャー）という AI のアーキテクチャーとして提案している<sup>(19)</sup>。

しかし、現在は、生成 AI を、その出力が各種の法律上の問題がないことを保証するように動作させるための AI 学習用データが、社会において十分に収集されていない側面がある。

そこで、データインカムの制度を導入して、社会規範のデータ収集を行ない、生成 AI の出力が法律違反にならないようにし、また、一定の認証されたデータで学習した生成 AI の出力は法律違反にならないことを、法制度により保証することが考えられる<sup>(13)、(20)</sup>。

このような法制度ができれば、弁理士の専権業務において、生成 AI の活用がより容易となると思われる。

また、社会においても、生成 AI が法的に安全に使用できることが保証され、萎縮効果なく生成 AI が使用できるようになり、日本全体の生産性が爆発的に向上することになろう。

### 3. 4 小括

討論論文の「・弁理士業務において、どのように生成 AI を効果的に活用できるとお考えでしょうか？」という問題に対しては、AI 技術の急速な進歩により、技術的には多くの弁理士の専権業務に AI を活用できるようになるが、法律的な問題がボトルネックになると思われる。

そこで、法律的な問題を引き起こさない生成 AI の活用法が重要となると思われる。

そのためには、現行法上の問題に注意して生成 AI を使用するとともに、今後の法制度の整備が重要となると考える。

## 4. おわりに

本稿では、討論論文は、今後の弁理士業界のみならず、人工知能（AI）の時代の日本の知的財産政策の将来についても、極めて重要な問題提起をし、示唆に富む分析を提示していると考えられることを述べた。また、このような重要な問題については、社会において幅広く議論していくことが望ましいことを指摘した。

討論論文は、「・弁理士業を魅力的にするために専権業務を金銭的に魅力的にするためには、どのような方策が考えられるでしょうか？」、「・弁理士業務において、どのように生成 AI を効果的に活用できるとお考えでしょうか？」という 2 つの問い合わせを発している。

本稿は、上記の問題について、弁理士業界の視点だけではなく、今後の人工知能（AI）の時代の日本の知的財産政策の視点、AI を用いた科学技術研究の将来の視点等から、多面的に考察した。

本稿が、弁理士業界の発展とともに、人工知能（AI）の時代の日本の知的財産政策の視点、AI を用いた科学技術研究の将来の問題について、今後の議論の一助となれば幸いである。

### （参考文献）

- (1) 鈴木康介「弁理士業界の将来と AI の利用」、パテント Vol.78, No.6, pp.13-20 (2025)
- (2) 同上 p.13
- (3) 岡本義則「人工知能（AI）の学習用データに関する知的財産の保護」、パテント Vol.70, No.10, pp.91-96 (2017)

- (4) 岡本義則「汎用人工知能と知的財産」、人工知能学会研究会資料 No.SIG-AGI-023-02. JSAI (2023)
- (5) 岡本義則「知的財産と汎用人工知能」、人工知能学会研究会資料 No.SIG-AGI-008-09. JSAI (2018)
- (6) 岡本義則「人工知能（AI）の時代における特許制度の目的」、パテント Vol.76, No.6, pp.103-111 (2023)
- (7) 岡本義則「人工知能支援発明と人工知能（AI）の時代における特許制度」特許ニュース No.16007, pp.1-8 (2023)
- (8) 前掲鈴木康介「弁理士業界の将来と AI の利用」、pp.13-14
- (9) 郎晴「中国法における懲罰賠償制度の成立と変容（2・完）：立法史の考察を通じて」、北大法学論集、74（3），159-258 (2023)
- (10) Jung-Won LEE「<韓国>損害賠償算定の最近の動向」東和知財研究第 16 卷第 2 号（通巻第 29 号）(2024)
- (11) 公益財団法人日本台湾交流協会「台湾の專利権侵害訴訟における損害賠償額の算定」、p.8 (2024)
- (12) 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会「ウイズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」、pp.20-25, 令和 3 年 2 月
- (13) 岡本義則「法律学としての AI アライメント」、Jxiv DOI:https://doi.org/10.51094/jxiv.706 (2024)
- (14) 岡本義則「人工知能（AI）の時代の特許制度の目的と環境保全（地球温暖化、気候変動の問題と特許法）」ユアサハラ法律特許事務所法律情報 (2023 年 10 月 3 日)
- (15) 岡本義則「超知能の時代の法制度」、電子書籍（Kindle 版）(2024)
- (16) 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について」(令和 6 年 3 月 15 日)
- (17) 日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」(令和 7 年 4 月)
- (18) 岡本義則「AI の発明力の向上と、高度な AI の時代の特許制度（『守破離』の先にあるもの）」ユアサハラ法律特許事務所法律情報 (2024 年 6 月 7 日)
- (19) 岡本義則「法律を守る人工知能のアライメントと人権（AI 権）」、人工知能学会研究会資料、No.SIG-AGI-025-03. JSAI (2023)
- (20) 岡本義則、山川宏「公的データインカム（DI）による社会規範のデータ収集－民主的な AI アライメントに向けて－」、人工知能学会研究会資料、No.SIG-AGI-027-04. JSAI (2024)

(原稿受領 2025.6.25)

## 読者の皆様の声をお待ちしています

パテント誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わる会誌編集部としては本誌が読者の皆様にいかに読まれているかちょっと気になります。

そこで、パテント誌では「読者の声」の欄を設けています。

「読者の声」欄に、参考になったこと、論考に対するご意見などを、お寄せください。

「読者の声」のご投稿は、  
右の二次元コードよりアクセスください。



<https://www.benriishi-navi.com/f/?id=b0852&type=1>



※ご投稿頂いた「読者の声」は、パテント誌に掲載させて頂く場合があります。掲載させて頂く際は、事前にご連絡いたします。その際、一部を手直しして頂く場合もございますので、ご協力をお願いします。